

長崎市建設工事の指名基準に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る指名業者の選定について、長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(不誠実な行為の有無)

第2条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指名をしないものとする。

- (1) 長崎市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）に基づく指名停止期間中である場合
- (2) 長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）に基づく指名停止期間中である場合
- (3) 本市が発注する建設工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることにより、請負業者として不適当であると認められる場合
 - ア 長崎市工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負業者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
 - イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負業者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
 - ウ 工事現場の管理及び工事の施工に当たり、安全、公害等の諸法令を遵守しない行為又は地元住民との協調を著しく欠く行為があること。

(信用状態)

第3条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指名をしないものとする。

- (1) 銀行又は主要取引先からの取引停止等の事実等から、客観的に経営状況が著しく不健全であると判断される場合
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合（手続開始の決定後、経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格業者として認定され、本市の有資格業者名簿に登録された者で、更生計画の認可が決定された者を除く。）
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合（手続開始の決定後、経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格業者として認定され、本市の有資格業者名簿に登録された者で、再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

(工事成績)

第4条 建設工事の工事成績の判定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (2) 本市が定める工事成績評定要領に基づく工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年間連続して60点未満である場合は、指名しないこと。
- (3) 工事成績が特に優秀で表彰状を受けている場合は、十分尊重すること。

(安全管理の状況)

第5条 建設工事の安全管理の判定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (2) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負業者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。
- (3) 過去2年間に死亡者又は休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。

(工事の施工についての技術的適性)

第6条 工事の施工についての技術的適性の判定に当たっては、次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案するものとする。

- (1) 本市が発注する建設工事と同種工事について相当の施工実績があること。
本市が発注する建設工事の種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。
- (2) 本市が発注する建設工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等本市が発注する建設工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。

(手持工事の状況)

第7条 手持ちの建設工事の件数、工事現場従業員の保有状況からみて、本市が発注する建設工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案するものとする。

(労働福祉の状況)

第8条 建設工事の労働福祉の状況の判定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負業者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
- (2) 勤労者退職金共済機構への加入状況並びに証紙の購入状況及び貼付の状況を総合的に勘案すること。
- (3) 建設労働者の雇用及び労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

(工事に対する地理的条件)

第9条 本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での建設工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて本市が発注する建設工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案するものとする。

(建設業の許可状況)

第10条 特定建設業と一般建設業の許可状況に応じた指名に配慮するとともに、本市が発注する建設工事の内容により下請施工に付する総額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第2条に規定する金額以上になると予定される工事については、特定建設業者を指名するものとする。

(指名の取消)

第11条 指名業者の選定後、当該業者がこの要綱に抵触した場合は、当該指名を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月25日から施行する。

附 則(抄)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月20日告示第85号)抄

この要綱は、告示の日から施行する。